

# 真名板氏館跡

元「医王山花蔵院」と称した/正面は山門



薬師如来とある



山門









裏側から見る



前方が薬師堂



薬師堂/江戸時代前期





銅造伝薬師如来立像(鎌倉時代後期)/埼玉県文化財



埼玉県指定文化財

### 銅造伝薬師如来立像

平成17年3月22日指定

像が安置されているこの薬師堂は、江戸時代にこの土地にあった北蔵院という真言宗寺院の境内にあって、その基配を受けていた堂であったといわれています(『新編武蔵風土記稿』)。花藏院は明治時代初期に廃寺となり、現在は薬師堂のみが残り、この像は両手先が失われていることから「手なし薬師」として地域の信仰を集めています。

像の制作時期は鎌倉時代後期であり、この時期の金銅仏は全体的に小作りなものが多く中で94cmの像高を持つ像は珍しいものといえます。また、薬師堂の近くには、この像とはほぼ同じ時期にあたる「建治元年(1275)」銘の板石菩薩(行田市指定文化財)があるほか、鎌倉時代の『吾妻鏡』には「武考板瓦郎」という当地の地名を冠した武藏武士の名が見え、その館がこの薬師堂周辺にあったと推測されていることから、この像の造立との関係が考えられています。

平成19年12日

埼玉県教育委員会  
行田市教育委員会

この像は、鎌倉時代後期に制作されたもので、像高94cmと、この時代の金銅仏としては珍らしいものといえます。また、この像とはほぼ同じ時期にあたる「建治元年(1275)」銘の板石菩薩(行田市指定文化財)があるほか、鎌倉時代の『吾妻鏡』には「武考板瓦郎」という当地の地名を冠した武藏武士の名が見え、その館がこの薬師堂周辺にあったと推測されていることから、この像の造立との関係が考えられています。

埼玉県指定文化財

## 銅造伝薬師如来立像

平成17年3月22日指定

像が安置されているこの薬師堂は、江戸時代にこの土地にあった花蔵院という真言宗寺院の境内にあって、その差配を受けていた堂であったといわれています（『新編武蔵風土記稿』）。花蔵院は明治時代初期に廃寺となり、現在は薬師堂のみが残り、この像は両手先が失われていることから「手なし薬師」として地域の信仰を集めています。

像の制作時期は鎌倉時代後期であり、この時期の金銅仏は全体的に小作りなものが多く中で94cmもの像高を持つ像は珍しいものといえます。また、薬師堂の近くには、この像とほぼ同じ時期にあたる「建治元年（1275）」銘の板石塔婆（行田市指定文化財）があるほか、鎌倉時代の『吾妻鏡』には「真名板五郎」という当地の地名を冠した武蔵武士の名が見え、その館がこの薬師堂周辺にあったと推測されていることから、この像の造立との関係が考えられています。

平成19年12月

埼玉県教育委員会  
行田市教育委員会



# (棟板の解説)

(読み・意味)

棟札の表面上部にみえる四行で記された文は、

聖主天中天 迦陵頻伽聲 愛愍衆生者 我等今敬礼

と読み、法華経八卷二十八品のうち第七の化城喻品(けじょうゆほん)の偈(げ)です。偈とは経典の中で二句、四句、五句、六句などの詩句をもって教説をのべたものをいいます。この化城喻品の偈は、仏教に関する棟札で常套的に用いられるものの内のひとつです。また、この棟札では「愛愍衆生者」と書かれています。多くは「哀愍衆生者」と書きます。

この偈を読み下すと、「聖主にして天中の天なり。迦陵頻伽の声ありて衆生を哀愍したもう者なり。我ら今、敬礼したてまつる」となります。

意味は、「(釈尊は)聖者の中の上首であり、人が尊ぶ天の中でも最高で、迦陵頻伽(仏教の想像上の霊鳥で美声で鳴くという)のような美しい声で、衆生を哀れみ救済する教えを説かれます。我々は今、仏を敬礼いたします」となります。

この偈の下に続く一文

奉造立薬師如来精舎一字武蔵国埼玉郡真名板村花蔵院

は「造立したてまつる薬師如来精舎一字 武蔵国埼玉郡真名板村花蔵院」と読みます。文中に出てくる花蔵院は、「新編武蔵風土記稿」によれば「花蔵院 新義真言宗、上ノ村一乗院末、薬」と記されていますので、熊谷市上山の新義真言宗智山派の寺院一乗院の末寺であったことがわかります。薬師如来精舎(薬師堂)はこの花蔵院を中心に檀那中がお金を出し合って建立されたのでしよう。

この花蔵院は熊谷市の一乗院の末寺とあるが、一乗院はなんと以前諏訪木遺跡を調査した時に寄った真言宗智山派の寺院である

一乗院/熊谷市所在





の字は、薬師如来種子（やくしにょらいしゆじ）です。種子とはもろもろの仏を梵字（サンスクリット）一文字であらわしたものです。薬師如来種子は、「バイ」、「ベイ」などと読みます。

この種子に続いて記されている一文は

がしみようこういっきようこに しゆびようしつじよしんじんあんらく

### 我此名号一經其耳衆病悉除身心安樂

と読み、薬師如来本願經（やくしにょらいほんがんきよう）の第七願です。薬師如来本願經では薬師如来が衆生を救済するために掲げた十二の大願のべ、薬師如来を深く心中に念じ称名すれば人々の苦しみを除き、祈祷供養すれば祈願が叶うことを説いています。

この偈を読み下すと、「我（薬師如来）の名をひとたびその耳に経ば、衆病悉く除かれ、身心安楽ならん」となります。

意味は、「私の名を一度でも耳にすれば、人々の病は除かれ、身も心も安穩に過すことができる」というものです。

最後にこの棟札にみえる年号について見ておきましょう。まず、裏には「延宝七未より天和武年まで四年の建立なり」とあります。これはこの薬師如来精舎が延宝七年（一六七九）から天和二年（一六八二）の四年間をかけて建立されたことを示しています。次に表には「貞享二乙丑星三月八日」の日付がみられます。この貞享二年（一六八五）三月八日という日付は薬師如来精舎の建立後、この棟札を納めた日（上棟式）をあらわしたものであると考えられます。

平成二十二年一月 吉日





真名板氏館跡の碑(真板で「まないた」と読むという/地名は真名板)



新渠之碑



# 新渠之碑

## 新渠之碑

在昔禹之治水也八年於水三過其門而不入疏濬決渫注諸海以濟天下之瀕夫水之害聖人之世不能免而聖人憂之其憂如此武備國瑞玉郡真名板村自古居卑濕之地每夏月有風雨動水及民家深林沒村民不知所以避之秋老無防而號泣於陸高之地往年村人相讓而築長堤堤外之民害之高不過於五尺是以難存堤防之名而無避水害之實聖民夫聖之聖正齋藤作右衛門藤原眞住者爲人宏才多智量之不揚天保十一年二月白建決水之策官之於官官喜其策賜金若干以給費乃作長百六十間而水害隨遇土人相欣稱之曰齋藤渠眞住又謀於父老曰今決一渠於東而注之子望川上流則可免洪水之憂也雖等命吾其利子渠水父老遂以告渠水不肖者六村以爲今奪一渠於田頭恐失菽田之利足決不可爲之事也渠內之民百方說之然終疑不決者十有餘年一旦渠水相讓以爲水難分上下鄉黨不可失其好若不聽聖渠之策恐絕鄰里之誼於是內外始和而時成矣安政五年之春身聖民而決渠長四百八十六間經七尺深隨地之高低不日而成矣何其功之速也渠成而雨雖有暴風雨不害水害者百餘頃聖民相欣稱眞住所憂固不得事古聖人相比然推誠立功可謂偉矣嘗聞眞名板村所謂文伊豆大明神者即所敬於延喜式玉敷神社也玉敷神社者眞傳所謂大名神也此神爲蒼生經營天下所未識者又能運籌高由此觀之眞住聖渠舉之其人心終和而成功之速村神或助之歟今茲村人相讓而立碑于新渠之傍使予記其由因言所聞而述焉云

慶應二年十月

敷田年治撰

萩原翠書

## 新渠之碑（原文意訳）

中国古代の伝説上の聖王禹は、八年をかけて治水を行い、水を海に注がせることにより洪水に怯える天下の人々を救った。しかし、いかに聖人の世といえ水害の難を免れることはできず、聖人は治水の心配をすることが第一であった。当地、武藏国埼玉郡真名板村は、古来より湿地で毎夏の風雨による洪水が起こり、その被害は民家にも及び、人々は高所にこれを避けてただ嘆くのみであった。当地の里正齋藤作右衛門藤原眞住（齋藤家第十四代当主、全龍寺に眠る）は、天保十一年二月水防の策を建言し、官より若干の資金を得て長さ百十六間の渠を築いて、水害は激減した。

人々はこれ喜び、この渠を齋藤渠と呼んだ。眞住はまた、父老と協議し、東西にわたる渠を造れば望川上流も洪水の心配を免れると述べ、六村が共同で一つの渠を造ることを提案したが、各村それぞれ利害関係もあって話がまとまらず十有余年が過ぎ去っていた。

しかし、板日話がまとまり、安政五年の春人々の決意をもって長さ四百八十六間、経（幅）七尺の渠を掘ることが決まりやがて完成した。

渠が完成した後は、甚だしい風雨があっても水害はなくなり、人々は眞住を古の聖人と並ぶ偉業をなしたとして褒めたたえた。

また、真名板村の文伊豆神社大明神は延喜式に記されるところの玉敷神社である。玉敷神社は、いわゆる大名持ちの神社で、天下の民衆がいまだ成し遂げていないことや造築をする者を加護するといわれている。

眞住が造った渠が人心を和し、その努力が実を結んだのは、この神の助けがあったからではないだろうか。

村の人々が協議して新渠の傍らに石碑を建立するに際し、その由来を記すものである。

慶應二年十月

平成二十二年 庚寅 四月吉日建立

真名板社寺会  
葉師堂文化財保存会

（基函）

蓮地村

吉野松治郎

清水平兵衛

江原市郎左衛門

松長助

松村謙平次

河崎村

藤間左右衛門

同 正右衛門

同 村

川島

鈴木次右衛門

田島又右衛門

若林忠太郎

南明願寺村

伊木豊五郎

伊志四郎

北明願寺村

木村常藏

相澤庄藏

同 舟左衛門

慶應三年九月

（基函）

富田文臣

酒巻右衛門眞良

志多見村

松村謙六郎正勝

津養食之助眞明

同 村

齋藤作右衛門眞住

同 藤間左市

同 松崎秋之丞

同 眞見傳藏

同 其左衛門

同 横田四郎

同 眞見傳藏

同 榎本次良之衛門

1275年建立の板石塔婆(高さ3.51m)/行田市文化財



地名と古墳名の「真名板」は薬師堂と古墳の間に立つこの三メートル五〇もある「南無阿弥陀仏」の板碑から来ているとのこと



行田市指定文化財

いた いし とう ば  
板石塔婆

昭和34年3月19日指定

この板石塔婆は、高さ3.51m、幅87cm、厚さ13.7cmの行田市内で最も大きな板石塔婆です。

板石塔婆は、鎌倉時代以降盛んに造られた<sup>りょくていへんがん</sup>緑泥片岩等を使った石碑の一種で、一般的には死者の霊を供養するために造立されました。

この板石塔婆は、上部に伊字ノ三点、その下に阿弥陀一尊の種子（キリーク）を<sup>しょうこんたい</sup>莊嚴体で刻み、中央の蓮台の上に「南無阿弥陀仏」の銘文、左右に長五輪塔、下部に建治元年（1275）乙亥九月の記年銘と銘文が刻まれています。

銘文の一部がはく落、磨滅していますが、『新編武蔵風土記稿』によれば右側に「右志者奉為過住 主君幽儀滅罪生善」と記されていたようです。左側に「尽法界群類平等 利益仍造立如件」、下部には「沙弥西念敬白」と記されており、沙弥西念が主君の滅罪と法界群類の平等利益を願い建立した板石塔婆であることがわかります。

鎌倉時代の特徴をよく具えた<sup>ろくじみょうごう</sup>六字名号（南無阿弥陀仏）板石塔婆の典型例と言えます。

平成23年

行田市教育委員会

さまざまな石造供養塔



力石



### カ石（ちからいし）

真名板薬師堂境内に現存するカ石は、カ試しに用いられたと思われる大きな石で、江戸時代から明治時代までの間、この石を使ったカ試しが盛んに行われていたという。

その後、この習俗は次第になくなり、かつてあったカ石のほとんどは行方不明になったが、その一部は、神社や寺院の境内に奉納されている。

行田市教育委員会は、一九七八年（昭和五十二年）に行田市内のカ石の所在調査を行い、その結果が「文化財調査報告第6集」にまとめられている。

それによると、真名板地区では、薬師堂境内正面入口付近に無造作に放置されていた2個のカ石が確認され、そのうち1個には「二十五メ」の刻銘も記されている。

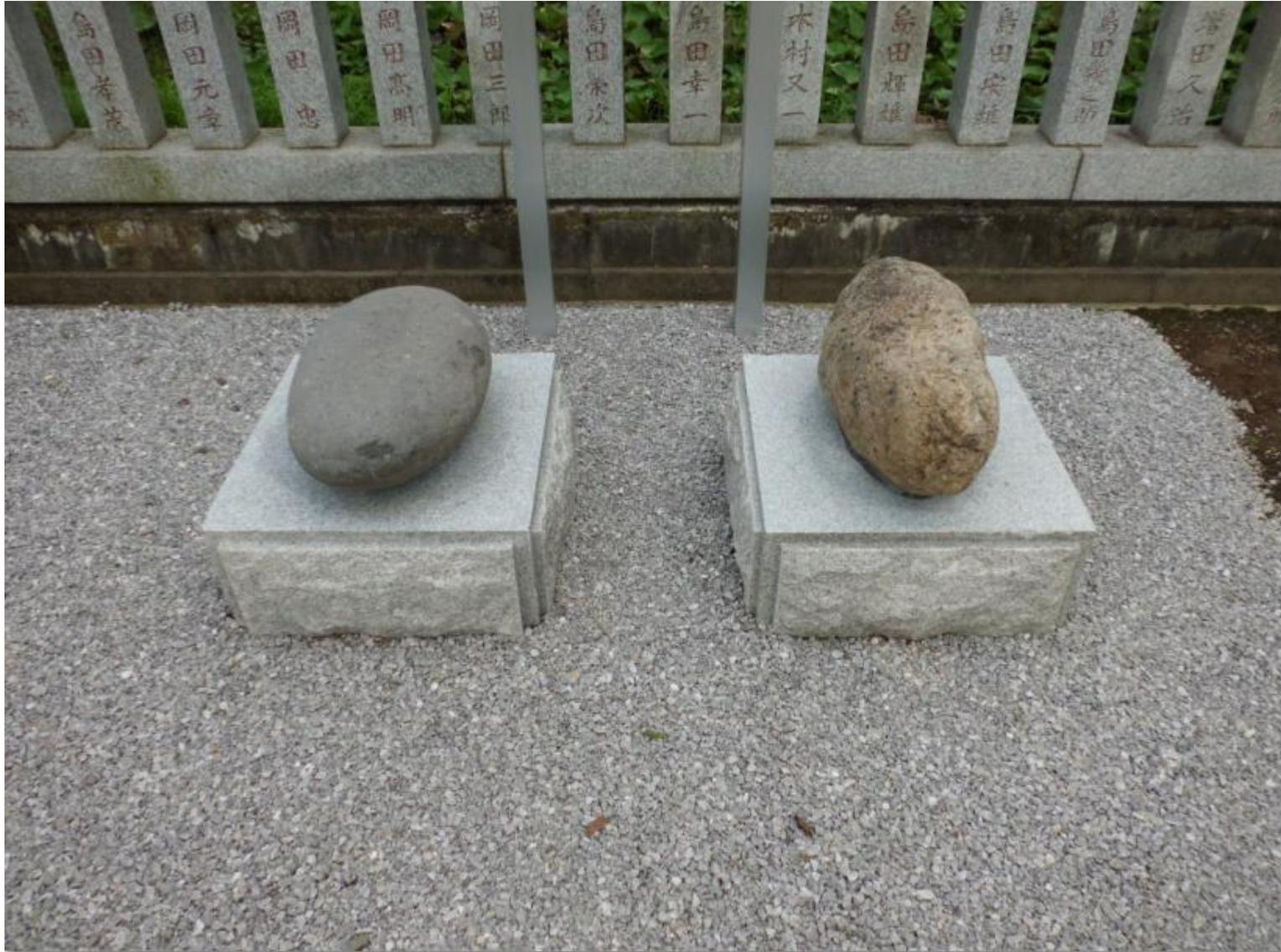
石になんらかの文字が刻まれていればカ石と確認できるが、無銘だただの大きな石と区別がつかず次第に忘れ去られ、石の自重で土の中に沈み込みそのまま埋もれてしまうため、ここに安置し、その存在を後世に伝えんとするものである。

### 記

右側・全長	64cm	最大巾	30cm	重量	90kg (24貫)	刻銘	なし
左側・全長	60cm	最大巾	37cm	重量	94kg (25貫)	刻銘	二十五メ

平成二十三年八月吉日

真名板薬師堂文化財保存会



真名板薬師堂の公孫樹(いちょう)/行田市文化財



行田市指定文化財

ま な い た や く し どう い ち ょ う  
真名板薬師堂の公孫樹

昭和33年3月1日指定

現在の真名板薬師堂の境内には、江戸時代には新義真言宗花蔵院という寺院がありました。しかしながら、明治維新後に花蔵院が廃寺となり、県指定文化財銅造伝薬師如来立像が安置されている薬師堂と楼門だけが残されて、現在に至っています。

その薬師堂の前に東西方向に一列に3本植栽されているこの公孫樹は、西側の2本が雄木、東側の1本が雌木です。樹高はいずれも30m、目通り幹囲は西側からそれぞれ5.6m、5.3m、3.6m、根回りは西端の雄木が最も大きく8.2mを計ります。

樹齢700年とも伝えられている行田市内有数の巨木群です。

平成23年

行田市教育委員会